

平成29年6月20日

関係者各位

経済産業省製造産業局自動車課

HF0-1234yfをカーエアコン用冷媒として使用する自動車の取扱いについて

### 1. はじめに

現在、特定エアコンディショナー（以下「カーエアコン」という。）には、1・1・1・2-テトラフルオロエタン（以下「HFC-134a」という。）が冷媒として広く使用されていますが、近年、新たな冷媒としてフルオロレフィン1234yf（以下「HF0-1234yf」という。）が開発され、欧州市場において普及が進んでいます。

国内においても、既に一部の車種でHF0-1234yfをカーエアコン用冷媒として使用した自動車の販売が開始されており、今後、同冷媒が搭載された使用済自動車が発生することが想定されます。

HF0-1234yfは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）との関係、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）との関係が従来のHFC-134aとは異なりますので、改めて注意喚起いたします。

### 2. フロン排出抑制法及び自動車リサイクル法との関係

HF0-1234yf（単一で利用される場合。以下同じ。）は、地球温暖化係数（GWP）が極めて小さいためフロン排出抑制法に規定するフロン類には該当しません。

したがって、HF0-1234yfは自動車リサイクル法に基づきフロン類回収業者が回収しなければならない対象ではなく、フロン類の破壊に関する再資源化等料金（リサイクル料金）は設定されていません。

このため、HF0-1234yfの処理については、大気開放を行うことも、自主的に回収を行うことも可能です。回収を行う場合には、後述の高圧ガス保安法との関係に留意が必要です。

### 3. 高圧ガス保安法との関係

HF0-1234yfは、燃焼性をわずかに有するガスであり、高圧ガス保安法においては一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）に規定する特定不活性ガスに該当しません。

- (1) HF0-1234yfを回収する行為は高圧ガス保安法の適用を受けませんが、HF0-1234yfの回収にあたり高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号以下「告示」という。）第2条の運用及び解釈について（平成26年7月18日）（以下「規

程」という。)に従い、告示の要件を満たす特定不活性ガス回収装置(以下「回収装置」という。)を用いて、HF0-1234yfを次のように取り扱う場合には、高圧ガス保安法の適用除外となります。

- ① カーエアコンからHF0-1234yfを回収すること(残ガス容器からのHF0-1234yfの回収を含む。)
- ② 回収装置内で回収HF0-1234yfを浄化すること。
- ③ 回収装置から直接、又は計量器等の附属品を介して、カーエアコンにHF0-1234yfを充填すること。
- ④ 回収装置内でHF0-1234yfを貯蔵したり、回収装置ごとHF0-1234yfを移動させること。

(2) また、告示第四条の二第七号の要件を満たす冷凍設備へ高圧ガスを充填するための設備(ゲージマニホールド、減圧弁、バルブ、ホース等の設備(圧縮機を除く))を用いてHF0-1234yfをカーエアコンに充填(いわゆる流し込み充填)する場合には、高圧ガス保安法の適用除外となります。(高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(11)高圧ガス保安法施行令関係告示の運用及び解釈について)

(3) なお、回収装置により回収したHF0-1234yfを充填した容器を回収装置から取り外し容器単体で販売する行為は、高圧ガス保安法の販売行為に該当しますので、販売届けが必要となります。(高圧ガス保安法第20条の4)

(4) HF0-1234yfは特定不活性ガスであり燃焼性をわずかに有するため、大気開放を行う場合には、火気を取り扱う場所や引火性若しくは発火性のものを堆積した場所又はその付近を避け、できるだけ通風のよい場所で少しずつ放出するなど、取扱いには相応の注意が必要です。(一般高圧ガス保安規則第62条)